

水俣病に対する責任

—発生・拡大・救済責任の問題をめぐって—

丸山 定巳

(熊本大学)

水俣病問題には発生・拡大・補償救済の遅れという重大な3つの責任問題がある。そして、それぞれに原因企業に加え行政や医学それに地域社会などが深く関わってきた。

原因企業チッソ（株）は、生産至上主義に徹し安全性を無視した経営を行ってきた。唯一の巨大企業として地域社会に君臨し、環境を私物化してそれを長期にわたって破壊し、ついには水俣病被害を発生させてしまった。行政もそうした企業の操業を容認し、環境破壊を未然に防止する規制を講じなかった。地元地域社会には、チッソの企業活動をコントロールする社会的勢力は存在しなかった。

水俣病の発生が公的に確認された後の初期の調査で、それが魚介類を介していること、そしてその魚介類を有毒化している原因として工場排水が指摘されたにも関わらず、いずれの面でも対策が怠られた。チッソも行政も、有効な排水対策を怠った。地域社会も、チッソの操業を擁護する立場から排水規制の動きを牽制した。加えて、漁獲の法的禁止措置も講じられなかった。その一方で、原因工程の生産規模は拡大されていったために、さらに被害を拡大させてしまった。

補償救済問題においても、チッソは当初は責任を認めず低額で処理した。公式に責任が確定した後は、チッソに自力補償能力がなくなり、代わって行政が「認定医学」を利用して補償対象者を制限したため、長期にわたり大量の被害者が放置される状態が続いた。

現在、地元地域社会では、過去を反省して「もやい直し」をキーワードにした地域の再生が目指されているが、「チッソ運命共同体意識」からの解放が鍵となっている考えられる。

キーワード：水俣病，生産至上主義と安全性，公害防止，被害補償，地域の再生

1. 水俣病の被害

水俣病に対する責任を解明していく前提として、まず被害の実相を見ておく必要があるだろう。水俣病被害は直接的・第1次的には2つの側面からとらえられる。第一は、いうまでもなく、人間の身体そのものが被った被害である。多数の死亡者がでており、とりわけ、急性劇症型の患者の死にいたる過程は悲惨である。しかも、たとえ死をまぬがれた場合でも、重篤な後遺症が続く。また、軽症とされる患者の場合でも、神経症状により、労働や日常生活・対人関係など生活全般にわたってさまざまな程度で障害されている。また、胎児のうちに重篤な障害を被った胎児性患者が多数生まれた。多くの生命に回復不可能な被害を発生させたのである。

2000年5月末現在、認定患者は2,264人（死亡者を含む）だが、これに加え、1995年の政治解

丸山：水俣病に対する責任

決の対象者として一時金と医療手帳該当者となった患者が9,439人、保健手帳のみの該当者が1,189人に上っており、その他に、認知されないまま死亡した者、偏見や差別を恐れまた結婚や就職に支障となるなどの理由で認定を申請していない者など、多数の未認定患者の存在が指摘されており、今となっては被害患者数を推定することさえ困難である。加えて、高い家族集積率がさらに直接的被害を悲惨なものとしている。水俣病は、患者個人の生命・生活を破壊したばかりではなく、家族生活の総体を根底から崩壊の危機に直面させた。

いま一つの直接的被害は、人間をとりまく自然界そのものの破壊である。水俣病が発生する以前にすでに海は汚染されていた。自然界に放出されたメチル水銀は、長期間にわたって海を汚染し続け、そのため生態系の破壊が進行し魚介類は斃死・有毒化された。漁民は生業の場も奪われた。そのため、漁業をあきらめ船を売り、職を求めて他出していった者も少なくない。その結果、そうした移住者などによって、大阪・東京・京都・福岡など水俣から遠く離れた各地でチッソ（株）（以下、チッソと略）と国・熊本県を相手取った水俣病損害賠償請求事件が提訴されるに至った。

これに加えて、水俣病被害では2次的被害が重なった。かつて人々が経験したことのない陰惨な症状は、当初「奇病」として恐れられ、しかも原因がわからず漁村地区や家族内に集中的に発生したため伝染病として忌み嫌われた。行政がとった一斉消毒対策や患者の隔離措置などが、さらに人々にそのような恐れを抱かしめた。こうして、患者家族はそれまで慣れ親しみ依存してきた近隣の日常生活の共同関係の網の目や相互扶助の枠組みから除外され、近隣社会から孤立させられた。

やがて魚介類が原因ということが明らかになると、さらに新たな抑圧が加わった。獲った魚が病気の原因であることは、漁村集落の生業の基盤が根底からゆるがされることを意味する。ただでさえ、汚染によって漁獲が減少しているところに、獲っても売れなくなった。そのため、漁民は、自からの生業を守るために、水俣病を閉じ込めようとした。まだ患者発生が公認されていない地区では、漁協組合などが組織的に患者隠蔽を企てたところもある。こうしてさらに、患者家族の地域社会からの疎外・孤立化が進行した。さらに、チッソの責任が追及される段階になると、チッソ城下町といわれた水俣では、チッソ運命共同体を脅かす存在として水俣病患者は差別・抑圧された。こうして、水俣病患者は二重・三重の重層的な被害を被ることになったのである。

ただ、患者を差別・抑圧した水俣市民も一面では被害者であった。水俣出身ということで外社会からの偏見・差別を経験した市民は少なくない。そうした被害経験が屈折して、水俣病患者への非難・中傷として表れることにもなった。

2. 発生責任の問題

水俣病は突然発生したものではなかった。いわば水俣病前史といえる環境破壊の長い期間があった。その間のチッソをはじめ行政や地域社会の環境破壊に対する軽視・無関心ならびに対

応の不当性がついには水俣病を発生させてしまった。

2.1. 生産至上主義に徹し安全性を無視した企業

チッソの生産規模が拡大するにつれ、環境に排出される有害物質も増大し、早くから陸に海に環境破壊が発生していたが、チッソは防止策を講じようとはしなかった。それどころか、たとえば煙害、粉塵などによる陸上における環境破壊も戦前から多発し、有害なガスが農作物や立木をしばしば枯死させたので、こうした補償問題に対処するため、農家や住民の側に常任の「被害調査委員」がおかれ、その委員とチッソの担当係との間で事務的に被害補償を処理すると言ったいわば加害の日常化といえる状態がみられた。

海の汚染も、すでに1925年に、水俣漁業組合が漁業被害への補償を要求、翌年、チッソは、「永久に苦情を申し出ない」ことを条件に見舞金を払っている。しかし、汚染が止まったわけではなかったから、その後も補償問題が続発することになる。1943年にも、チッソは、「過去・将来永久の」漁業被害補償金として15万余円を支払った。ただ、この時の契約書の文言には、漁民に対してきわめて傲慢な態度が表出されている。すなはち、「水俣工場が平時戦時ヲ問ワズ国家ノ存立上最モ緊要ナル地位ニアルコト並ビニ水俣町ノ繁栄ノ為ニ重要性アルコトヲ認識シ其経営ニ支障ヲ及ボサザル様協力スベキモノトス」といわば植民地支配的な姿勢が直截に示されている⁽¹⁾。

こうした姿勢は、戦後も変わることはなかった。1954年の被害補償契約書でも「工業用汚悪水が、会社の善意の処置をしても組合の漁業権を有する海面に流出することに対し、会社は毎年40万円を支払う」といった文言がみられる（傍点筆者）。廃水処理は会社の善意でなされるもので、しかもそれでも汚悪水が出るのはやむを得ないという態度が表されている。こうして、水俣の海は汚染され続けた。そうした環境破壊の極限が、水俣病であったことは言うまでもない。

水俣病の原因となったメチル水銀が副生されたのは、アセトアルデヒド工程であった。チッソは、カーバイドから石灰窒素次いで硫酸と肥料生産会社として出発したが、その後硫酸の製法を転換、不要となったカーバイドを利用してアセチレンからの有機合成化学の開発に着手する。その要となったのが、このアセトアルデヒド・酢酸製造であった。この工程では、1932年の操業から1968年に停止するまで、その間技術的改変を加えながらも触媒には水銀を使用した「母液循環法」といわれる方法が用いられた。水俣工場は第二次世界大戦末期の空襲で大きな被害を受けたが、しかし戦後の復旧は早く、アルデヒドは1951年6,000トン、1955年には10,633トンとすでに戦前のピークを上回る生産量を達成、水俣病の発生が公式に確認された1956年には15,919トンと生産量が急増していった。この間の生産量の増大と技術的改変がメチル水銀の副生量を一段と増大させることになった。

この間、生産至上主義の下で「内に労災、外に公害」と言った被害を生み出していったが、このようなチッソの行動をコントロールする動きは地域社会の内部には現れなかった。それどころか、漁業被害に耐えきれなくなって漁民が補償要求に立ち上がる毎に、地域の有力者がチッソの意向を汲んで漁民に働きかけ紛争を決着させた。水俣では、漁民は空間的にも社会階層

丸山：水俣病に対する責任

的にも周辺的に位置づけられていたから、チッソを頂点とする社会構造のなかでは、度重なる漁業被害も地域全体の問題とはならなかった。一般住民にとっては、それはまさに周辺の出来事であった⁽²⁾。

こうした状況の下で、チッソは海を私物化して汚染を続けたのである。チッソは、第1次訴訟における過失責任の追及に対して、工場内でメチル水銀が副生され流出して水俣病を発症させることは予見できなかったと主張したが、判決はこれを退け原告側の主張に基づき「化学工場が廃水を工場外に放流するにあたっては、常に最高の知識と技術を用いて排水中に危険物質混入の有無および動植物や人体に対する影響如何につき調査研究を尽くしてその安全を確認するとともに、万一有害であることが判明し、あるいは又その安全性に疑念を生じた場合には、直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、とくに地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するものといわなければならない」と断じた。

2.2. 予防対策を講じなかった行政

水俣病が顕在化するまでは、国や県行政にとっては、チッソの生産拡大には関心はあっても、その過程で発生していた環境破壊には目は向けられなかった。第二次大戦後の国の傾斜生産政策でいち早く復興した水俣工場の生産規模が拡大して行くにつれて、1950年代にはいると水俣湾の汚染は激化してきた。湾周辺で猫が踊り狂い海に跳び込んだり海鳥やカラスが舞い落ちるなどそれまで見られなかった異常現象が現れ始めた。湾内では魚が浮いたり貝が口を開けて悪臭を放つなどの異変が見られるようになった。その後、年を追うにつれて、そうした海の異常はいっそう顕著になり、代表的な漁であったボラやイワシ漁などをはじめとして漁獲は著しく減少し始めていた。漁業に大きなダメージを受けた水俣漁協の度重なる訴えを受けて、1952年、熊本県はようやく調査に着手、チッソに排水関係の資料を求め、水産係長を現地調査に派遣した。その復命書では、漁業被害は水俣工場の排水に因るものと考えられること、したがって排水分析の必要性も指摘されてはいたが、熊本県は何ら対策を講じようとはしなかった。こうして予防対策がなされないまま、アルデヒドの生産量の増大に伴ってメチル水銀を含んだ排水は増大し、海の環境異変から始まって人の水俣病が発生するに至ったのである。

3. 拡大責任の問題

3.1. 汚染源として工場排水

1956年4月に入って同じ家族の子供が相次いでチッソの附属病院に入院したため、細川一院長はただならぬ事態と判断、5月1日、水俣保健所に通知した。こうして、水俣病の存在がようやく公的に確認されたのである。同月8日には、奇病発生の最初の新聞報道がなされた。

水俣病に直面した水俣現地では、市と医師会・保健所・チッソ附属病院・市立病院の五者からなる水俣市奇病対策委員会が急きょ組織され、病気の実態とその原因の解明のための調査な

らびに予防や患者への対策が精力的に始められた。その調査によって次々に発見された患者は、病気の本体はわからなかったが取りあえずの緊急措置として、7月になって保健所長の判断でさしあたり疑似日本脳炎として市の隔離病舎に収容された。

水俣市奇病対策委員会による初期の調査は、細川によって8月29日付けで最初の医学報告書としてまとめられた。それより先、熊本県から原因究明を依頼されていた熊本大学は研究班を組織、本格的な原因究明を開始した。これらの調査・研究で、患者の発症は1953年までさかのぼって確認され、しかも地域的には漁村地区に集中的に発生していることが明らかになった。同研究班は、11月3日の第1回の研究報告会で、地域的に集中して発生はしているものの伝染性疾患の疑いは極めて薄く、むしろ原因はある種の重金属による中毒と考えられ、人体への侵入は魚介類による可能性が高いことを明らかにした。しかも、その汚染源と考えられるものとして工場排水が指摘された。一方、事態を重視した厚生省は、厚生科学研究班を組織して現地に派遣、その調査結果も熊本大学研究班の見解とやはり同じ結論に達した。このように早い時点で有毒物が魚介類を介していること、そしてその汚染源としてチッソの工場排水に目が向けられたが、水俣病を防止するための対策が講じられないまま汚染は放置され被害は拡大していった。

3.2. 排水対策を迫った漁民

水俣病が確認される以前から、すでに水俣湾の漁獲は激減し始めており、窮迫した漁民達はその工場排水と関係があるのではないかと疑念を抱いていた。こうした状況のもとで、水俣病が魚介類を媒介して発生していること、またその汚染源として工場排水が疑わしいことが明らかにされるに及んで、もともとその原因がチッソの排水にあることを直観的に見抜いていた漁民達は、工場排水の停止・浄化および排出されたヘドロの除去を要求して立ち上がった。早くも1957年1月に、水俣市漁協が被害対策委員会を設置、チッソに対して「汚悪水の海面への流出を直ちに中止すること」「海面へ流出するについては浄化装置を設置して浄化の上無害を立証されたものとする」⁽³⁾の2点を要求するに至った。汚染を防止して安全を確保するためにはどうすべきか、漁民は核心をついた要求を突きつけたのである。被害の拡大を防止するために取るべき対策が、すでにここに明確に集約されていた。この時点で、漁民の要求に添った措置がなされておれば、汚染源がなくなり、少なくともその後の被害の拡大は防げたはずであった。それは、水俣病を発生させてしまったチッソとそれを予防できなかった監督行政機関が、遅ればせながら緊急にとるべき対策であった。しかし、チッソは、市漁協の要求に対しては中和措置など若干の措置はとるとしながらも、排水の性状は1948年頃と変わっていないと一蹴、本格的な排水対策を講じようとはしなかった。

3.3. チッソの原因認識

ところが、実際には、チッソは、工場排水が疑われた段階で内輪では問題の核心についてかなりの認識をもっていた。水俣病が確認された1956年頃までに、工場から水俣湾に流されていた問題となるような排水は、アセトアルデヒド工程と塩化ビニール工程のものだけであった。そしてそのどちらにも使われていた重金属は水銀にほかならなかった。とりわけアセトアルデ

丸山：水俣病に対する責任

ヒド工程では大量の水銀が使われていた（1956年の水銀使用量，アセトアルデヒド工程61,433kg，塩化ビニール工程2,587kg）。したがって，チッソの関係者なら，水俣病が重金属中毒であって工場排水が疑わしいとなればアセトアルデヒド工程の水銀に当然目が向いたはずである。

1958年8月になって新しい患者が確認され再び住民を不安に陥れたため，水銀を大量に使用していたアセトアルデヒド設備廃水については，9月から排出方法を変更し，排出先を水俣湾の百間港から八幡プールを経由して水俣川河口に変えた。その結果，この排出先の変更がなされるやたちまち水俣川河口側にも患者が発生，汚染は不知火海一帯に広範囲に広がっていった。ここに至って，この設備廃水に原因物質が含まれている蓋然性が高いことをチッソはさらに確認したはずであったが，しかしながら依然として排出は続けられた。しかも，チッソは，人体実験とも言える排水路変更で排水中に原因物質が含まれていることを確認したが，この変更の事実を外部には秘匿した。その後，原因に関する社内研究では，附属病院の細川が，アセトアルデヒド設備廃水の直接投与実験で，1959年10月猫の水俣病を発症させたが，この事実も秘匿され，この直後，社内での廃水の直接投与実験は禁止されてしまったので真因の確定には寄与することがなかった。

3.4. 排水対策の懈怠

チッソは，この間，漁民の排水停止・浄化の要求に対しては，その場しのぎの対応に終始し，抜本的な排水対策を講じてはこなかった。しかし，1959年7月に有機水銀説が公表され，地元はもとより不知火海一帯の漁民が排水停止を要求して行動に立ち上がるに及んで，目に見える形でなんらかの対策を講じざるを得なくなった。こうして，チッソはようやく八幡プールの上澄水をアセチレン発生設備に逆送する装置を完成させた。しかし，この廃水は，また八幡プールに循環する仕組みになっており，しかも，チッソは，この措置によって，「海への排水は完全にストップした」と知事へ回答しているが，実際は，この八幡プールははじめからプールの外への浸透を計算して設計されたものであったから実際には排水の放出が止まったわけではなかった。アルデヒド設備廃水に本格的な対策がなされたのは，1965年に新潟に第2の水俣病が発生していることが明らかになった以降であった。

3.5. 排水規制を回避した通産省・熊本県

厚生省は，水俣に派遣した研究班員の調査から，水俣港湾内の海水及び海底泥土がチッソ工場の排水や廃棄物によりひどく汚染されており，ほう大で危険な汚泥の湾内への流入を遮断しなければ水俣病の原因は根源的に除去できないと，すでに汚染源とそれへの対策の必要性についての認識を十分に持っていた⁽⁴⁾。したがって，厚生省はその後に開催した対策懇談会に通産省の企業局長・軽工業局長・化学肥料局長らを加えている。この当時関係した者は，水俣病は水俣湾の魚介類を介した食中毒であり，それを汚染しているものが重金属であり，その由来は工場排水であるらしいと認識していた。したがって水俣病の拡大を止めるためには，汚染源である排水を止めかつ漁獲を禁止しさえすればよかったのである。ところが，通産省側の「原

因物質が未確定」との言い訳で排水対策は怠られてしまった。

通産省は、当時チッソ水俣工場の主要な生産物がアセトアルデヒドと塩化ビニールであり、そこから重金属を含んだ排水が排出していることも認識していた。だからこそ通産省は対策懇談会に加わり、排水対策から目を逸らさせるためにまずは原因物質の厳密な解明が必要だと主張したのである。この時期、通産省は、チッソの主要な生産物であるオクタノールとその原料であるアセトアルデヒドの生産を継続させる必要があった。塩化ビニール可塑剤の最大の主要原料であるオクタノールは、当時は、花王石鹸（株）がヤシ油を還元してわずかに生産しているほかは、チッソが独占しており、1959年も塩化ビニールの急増とともに、供給不足の状態が続いていた。翌年春からは、石油化学によるものが生産されるから緩和される見通しだったが⁽⁵⁾、少なくともそれまでは、チッソのオクタノールとその原料であるアセトアルデヒドは日本の化学工業とそれ故通産省にとって不可欠のものであった。このような基本方針を持っていたが故に、1958年7月には、厚生省公衆衛生局長名で、チッソ工場の廃棄物で魚介類が有毒化されることが推定されると、はじめて公式に指摘して通産省に通達を出したにもかかわらず⁽⁶⁾、結局、その後も排水を規制する取り組みを積極的に講じさせようとはしなかった。

一方、難航していた原因物質の解明では、1959年7月14日に、熊本大学の研究班が、水俣病は「現地の魚介類を摂食することによって惹起される神経系疾患であり、その汚染毒物としては、水銀がきわめて注目されるに至った」との結論を確認した。しかも、同時に、他地区に比して著しく高濃度の蓄積が確認された水俣湾の泥土中の水銀量は、チッソの百間排水口で最も高く遠ざかるに従って減少していることも明らかにされた。しかしながら、有機水銀化合物の特定とその生成過程が厳密に明らかにされなければ因果関係が確定したとはいえないという論理が、依然として貫かれたために、この結論も被害の拡大を阻止することには直ちに結びつかなかった。被害の拡大を防止するという観点からは、排水を緊急に停止させるべきだったにもかかわらず、原因物質とその生成のメカニズムが細部にわたるまで完全に解明されぬ限り「原因は未確定」という論理が研究者も巻き込んでこの段階に至っても主張し続けられ、依然として排水対策は放置された。

ただ、1959年の10月段階になると沿岸漁民の排水停止の要求が一段と強くなった。すなわち、不知火海沿岸漁民は、10月17日総決起大会を開催、「完全浄化設備の完了まで操業を中止すること」をトップに掲げてチッソに迫った⁽⁷⁾から、熊本県としてもなんらかの対応を検討せざるを得なくなった。熊本県議会水俣病対策特別委員会でも、排水停止を求める県漁連側議員と、チッソを間接的に弁護する地元議員が対立、一時内部分裂の状態になったこともあったが、「原因が判明するまで工場の操業を中止すべき」との意見が大勢を占めるようになり、知事にそのための臨時県議会を早急に開催する要求が出された。しかしその後、知事が、補償交渉斡旋のため社長と会談するなどの動きが出てきたために、その推移を見守るとして特別委員会については議会開催要請を保留にしてしまった。漁業補償と排水対策は、全く別の事柄であったにもかかわらず、この時期、結局は、すべての問題が補償問題に矮小化させられてしまった。こうして、汚染の拡大を防止する決め手となる排水規制は実施されず、漁業補償の妥結によって立消えになってしまったのである。

丸山：水俣病に対する責任

このように、通産省や熊本県は、漁民からの度重なる排水規制の要望があったにもかかわらず、結局、汚染を防止するための効果的な規制措置を講じないまま、いわば時間稼ぎに終始した。政府部内でも、厚生省や水産庁などは、工場排水に対する措置の必要性を遅ればせながら認識して通産省に要請したが、通産省は、1959年末の段階になっても「水俣病の原因を工場排水に帰せしめることはできない」と強硬な姿勢をとり続けていたほどであるから、排水規制を徹底させるところまでは監督指導を行わなかった。ただ、この時期、政府通産省としては、排水問題は解決済みという社会的状況だけは早くつくり出さなければならなかった。そのため、チッソに対して、水俣川への排水の中止と浄化装置の早期完成を指示はしたが、実際は先述したように水俣川への排出が止まったわけでもなく、また、浄化装置もアルデヒド設備廃水のメチル水銀を除去する機能はなかった。

3.6. 排水規制を牽制した地域社会

この排水規制問題では、地元社会は、もっぱらチッソの操業を護るという立場からこの問題に対応した。そこには、自治体機構に対して財政的にも人的にも大きな影響力をもったチッソの意思が強力に働いていたことに加え、チッソ労働組合の企業主義や長年にわたって醸成されてきた住民のチッソ運命共同体意識が、こうした動きをさらに促進させることになった。排水停止を求めた不知火海漁民騒動が起こった際には、まず即座にチッソ従業員大会が開かれ、「漁民の行動は政治的においがする」「暴力では解決しない」などの発言がなされた。さらに翌日には、市議会全員協議会が、全員一致で、知事・県漁連・チッソに対する決議文を採択、そのなかで「操業を停止してはとの風聞あるが、操業を停止することは極めて重大なる結果を招来するおそれがある。当局は慎重なる考慮をして、浄化措置の完成を促進せしめ、操業停止等の事態が発生せざるよう措置されんことを要望する」として、操業中止にならぬよう陳情することを決めた。

それにもかかわらず、県議会水俣病対策特別委員会で排水規制の動きが出てきたために、市長・議長・商工会議所会頭・地区労議長など市漁協を除いた28団体の代表がいわば「オール水俣共同戦線」の体制で、「排水ストップは水俣市民全体の死活問題」と知事に陳情した。さらに、食品衛生調査会で有機水銀説が結論づけられる公算が高かったために、それが排水停止に結び付くことをおそれて再度市議会全員協議会を開き、「結論には慎重を期すよう」陳情することを決定した。チッソの労働組合も、「慎重に結論を出すよう」政府に訴えることを決めている。このように、患者と漁民を除いた地元水俣は、一貫して、排水停止措置がとられることを牽制する行動をとり続け、結果的に汚染の拡大を放置してしまった。

3.7. 漁獲禁止措置の回避

中毒物質が魚介類を媒介としていることが明らかにされた段階で、熊本県としては、緊急に汚染された魚介類の漁獲禁止措置を実施することが必要だった。しかも、1957年4月には、水俣保健所長が、湾内の魚介類で実験的に猫を発症させその有毒性を完全に証明したにもかかわらず、熊本県は検討はしながらも禁止措置を講じようとはしなかった。漁民に対して操業・販

売の自粛を要望するだけにとどまった。

そのため、水俣市漁協と行政との間では漁獲禁止をめぐる折衝が繰り返されることになり、しかも、一方で住民の不安も一段と大きくなってきたために、県は再度、食品衛生法の適用を検討、1957年8月半ばに厚生省に照会した。しかし、これに対して厚生省が、「湾内のすべての魚介類が有毒化しているという根拠がないため法の適用は困難」との方針を伝えてきたことを受けて漁獲禁止措置を最終的に放棄してしまった。この段階に至っても、有毒魚介類の漁獲を禁止せず被害を拡大させてしまった厚生省と熊本県の責任はきわめて重大であるといえよう。

その後、1959年に至って、患者の発生地域が不知火海沿岸の周辺町村に拡大し事態が一段と深刻になり、沿岸漁民の大規模な抗議行動が台頭してきたために、さすがに県の内部でも食品衛生法の適用が困難ならば、特別立法で漁獲を禁止しようとする動きが出てきた。こうして漁獲禁止への取り組みは、10月には、「漁獲禁止・生活補償などの特別立法を議員立法で出すことになり、臨時国会に間に合うよう県で条文作成をいそぐ」と知事が表明するほどまでに進展したかにみえたが、しかし、政府の「原因不明なので立法化困難」とする対応で空転させられているうちに、補償問題の渦中にのみこまれてしまい、結局は立ち消えになってしまった。

こうして行政は、漁獲の法的禁止措置をついにとらず、チッソの操業は容認しながら漁民だけに操業の自粛を求めるといった一方的な対応で終始してしまった。そのため、危険魚介類に関する広報も徹底させられなかったこともあって、有毒魚介類は地元をはじめ各地に広く出回り続け、水俣病被害をさらに拡大させてしまったのである。

4. 補償・救済責任の問題

4.1. 漁業補償

水俣市漁協は、1958年になると漁業被害対策委員会をつくって、排水停止の要求とともに補償問題に取り組み始めた。しかし「奇病関係であれば絶対受け付けない」といったチッソの強硬な態度に直面して事態を進展させることはできなかった。そのため、地元の有力者に仲介を頼む方向で打開の道が模索されたが、膠着状態が続いた。

しかし、翌年7月に有機水銀説が公表され、また、鮮魚小売商組合が水俣産魚介類の不買声明を出すに至って、事態は一変した。いよいよ追い詰められた水俣市漁協は、漁民大会を開催、それまで停滞していた漁業補償問題が急展開しはじめた。チッソは、それまでのように漁民の要求を一方的に拒否することができなくなり、「同じ市にいる者として、窮状を見るにしのびず、とりあえず50万の見舞金を支給する」と提案した。その後、チッソは増額して、300万円を回答したが、しかしこの段階になると、漁協はこの程度では受け入れないとして工場幹部に迫り、退去しようとするチッソ幹部と漁民が衝突、負傷者が出るという事件まで発生した。この補償問題は、その後市長を中心とする斡旋委員会の仲介に依存することになり、水俣病被害の補償ではないとの前提で、8月末、補償金3,500円・年額200万円・百間埋立地を無償提供するとの内容で決着した。チッソが、水俣病の「原因は未確定」として、この補償には水俣病関

丸山：水俣病に対する責任

係は含まないとの態度を終始貫き漁協もそれを突き崩せなかったため、加えて漁協としては、チッソが君臨する地域社会からの重圧もあって、低額補償で妥結せざるを得なかった。

10月になると、同じように被害が深刻になっていた不知火海沿岸の広範な漁民が立ち上がり、チッソに対して、排水の全面即時中止や有毒ヘドロの浚渫などとともに漁業被害への補償を要求するに至った。なかでも生活に追い詰められていたがゆえに、沿岸漁民にとって当面の焦点は補償問題となっていたが、チッソが要求を拒否したために重大な政治問題となっていた。11月2日には、国会調査団の訪水に合わせて約2千人の漁民が水俣に結集、決議文を持って代表が工場と交渉する予定だったが拒否され、工場に押し入るといったいわゆる「不知火海漁民騒動」事件が発生した。

こうした事態の緊迫化にうながされて、寺本熊本県知事は、不知火海漁業紛争調停委員会を設置して斡旋を開始したが、チッソは「水俣病の原因が工場排水にあるかどうか確定していない」と強硬な姿勢をくずさなかった。最終的には責任を曖昧にしたまま、漁民側は総額1億円の調停で決着がつけられてしまったのである。しかもその内訳は、通産省や日本化学工業協会側からの「高額補償は、全国の補償を釣り上げる」といった働きかけを受けたチッソの意向を受け入れて、1億円の内、補償金としてはわずか3,500万、残り6,500万円は融資という形式にし、さらに、この内から11.2事件のチッソ損害額1,000万を差し引くといった屈辱的な内容にまとめられてしまった。

4.2. 患者補償

一方、患者家族が、チッソに表だって被害の補償を要求し始めたのは、漁民より遅れ、有機水銀説が公表されてからのことであった。ところが、9月のチッソとの接触では、「今のところ責任はない。しかし、寄付金のようなものは考えている」と工場長との面会を拒否されまともな対応をされなかった。そうこうしているうちに、不知火海沿岸漁民に対する漁業補償の斡旋が、知事を中心にして進行し始めたために、患者家庭互助会も、知事の斡旋に患者補償も加えるよう要望した。しかし、調停委員会が積極的な態度を示さなかったために、チッソへ総額2億3,400万1人当たり300万を直接要求するに至った。チッソは、この要求に対して、ゼロ回答で対応、患者家族達は工場正門前でテントを張り座り込まざるを得ないところまで追いつめられた。その後、ようやく12月になって、知事は、調停に患者補償を加えたが、そこで提示された骨子は、年金が未成年1万円、成人10万円、死亡者30万円というものであった。患者家庭互助会の内部では、受諾を巡って一時混乱したが、最終的には、未成年者に若干の上乗せをした案で受諾した。すでに不知火海漁民が妥結しており、しかも年末を控え窮迫感が一段と強まっていたこともあって、互助会としては不満ながら承諾をせざるを得なかった。こうして12月30日ぎりぎりに、ここでも責任を曖昧なままにしたいわゆる見舞金契約で決着がつけられてしまったのである。

チッソが、「原因未確定」を強調しながら一方で補償交渉に応じた背後には、事件を早急に鎮静化させてしまいたいとする政治的圧力が強く働いていた。こうして患者は、低額の補償金で病苦と貧困・差別のなかに閉じこめられてしまった。この時期の水俣病事件は、終盤では補

償問題が最大の社会問題となったが、このように、チッソは責任を終始回避し続けた。そして、患者や漁民がこうしたチッソの高圧的な壁を突き崩せなかったのは、地元住民からの支援がえられなかったことや、行政がむしろチッソに荷担したことなどが大きく影響していた。

4.3. 患者認定制度と未認定患者

なお、この年末になって、補償問題が表面化し、また、水俣市外にも患者が発生しはじめたこともあって、厚生省は、正式に水俣病審査機関を発足させる必要があるとして臨時に水俣病患者診査協議会を設置した。これは、大詰めを迎えていた患者補償が妥結した際に、見舞金の受給資格者を決める必要から大急ぎで作られたものであった。このように水俣病患者審査機関が補償の受給資格者を決定するという任務は、その後この機関を継承した水俣病患者診査会・公害被害者認定審査会にも実質的には受け継がれることになる。こうして、認定審査会は、補償対象者を決定する機関として実質的に機能し、また、水俣病医学の主流はこうしたいわゆる「認定医学」の性格を強く持つにいたる。そして、この認定制度が、その後の補償救済に大きな影響をもたらすことになったのである。

1968年9月の水俣病の原因についての政府見解を受けて、水俣病患者は改めて正当な補償を求めて立ち上がり、第1次訴訟の勝訴とそれに続く交渉を経て、1973年、一次金や年金それに医療手当などを盛り込んだ補償協定をチッソとの間に締結した⁽⁸⁾。しかもすべての認定患者にもこの補償体系は適用されることになった。

したがって、その後は、未認定患者の補償救済が水俣病問題の最大の焦点となってきた。1970年までに認定された患者はわずか121人に過ぎなかったが、その後、認定を棄却された患者の行政不服審査請求に対する1971年の環境庁採決によって一時認定基準が緩和され、認定される患者が増えてきた。しかしその後、1977年につくられた新たな判断条件によって審査されるようになったためほとんどの申請者が棄却される状況が続いた。こうして、棄却された大量の未認定患者が放置されるという状況が社会的にも政治的にも問題となっていった。

このように認定問題が最大の焦点となってきたのは、水俣病の病像についての「認定医学」の判断に患者が納得していないからである。これには水俣病の医学が、当初、原因究明に集中したため病像の解明が遅れたことにも起因しているが、なによりも、チッソや行政にとって補償負担が大きな重荷になっていることが大きく関わっている。チッソは、患者への補償金と水俣湾のヘドロ処理事業の負担金などが巨額に上っているために、自力経営が不可能になってしまった。そうしたなかで、「汚染者負担の原則」を貫くためには、行政がチッソの経営をバックアップせざるを得なくなり、熊本県が債券を発行してその資金をチッソに貸し付ける方式が続けられてきた⁽⁹⁾。したがって、認定患者の増加はチッソのみならず行政にとっても大きな負担となる構造がつくられてしまったのである。1977年の判断条件によって、棄却処分が常態化してきた背後にはこうした事情が存在した。

4.4. 未認定患者の運動と政治解決

大量棄却に直面した未認定患者は、大別すると二つの方法でこうした状況を打開しようとし

丸山：水俣病に対する責任

た。一つは、第3次訴訟（1980年5月提訴）とそれに続く東京・京都・福岡などでの水俣病被害者・弁護団全国連絡会議（全国連）による訴訟の提起であり、今ひとつは、水俣病患者連合（患者連合）によるチッソとの直接交渉路線であった。患者連合は、未認定患者に対する補償をチッソとの直接交渉により獲得しようとして、当初はチッソ水俣本部前で座り込みをする勢いでその目的達成を目差したが、やがて交渉は進展しないまま膠着状態に入ってしまった。それに対して、全国連の一連の訴訟と運動は、その規模の面から未認定患者の救済問題の主たる潮流となっていく。そこでは、「水俣病患者」としての救済とともに国と熊本県の水俣病に対する責任の確定が達成課題とされた。

全国連は、当初、行政責任を明確にした勝利判決の連弾で、最終的には司法救済システム（スモン方式）を確立して水俣病患者としての救済を達成することを目標として掲げていた。その第3次訴訟第1陣の判決（1987年3月）では、熊本地裁は、国・県の国家賠償責任を認め、原告全員を水俣病と認定したが、被告が控訴したために状況は基本的には変化しなかった。その後裁判が長期化していく中で、全国連は、早く結審して裁判所に解決勧告を出させ、司法による救済ルールの実現するという方針に転換、こうした全国連の要請を受けて、裁判所は相次いで和解を勧告したが、国は依然としてこれに応じようとはしなかった。

こうしたなかで、1994年6月、連立与党による村山内閣が発足した。この連立政権は戦後の政治問題として残されてきた課題の解決に取り組みはじめ、その一つとして水俣病問題を位置づけ、未認定患者に対する政治的解決に向けて独自の路線をとり始めた。1995年に入って、与党の水俣病問題対策会議は、裁判所での和解を含んだ話し合いによる解決を目指すという基本認識で一致したが、最終的には、全国連が目指していた司法救済システムによる解決を回避したい環境庁路線のもとで、9月末、政治解決が実現した。

この政治解決では、未認定患者は、水俣病患者としては認められず「救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある」対象者と位置づけられ、しかも、認定患者と比較するときわめて少額の一時金で処理されてしまった。また、行政責任に関しては、1995年12月15日、政府は、政治的解決の幕を閉じるに当たって、「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」を発表したが、そこでは依然として「・・・政府としてはその時々においてできる限りの努力をしてきたと考えますが、・・・」と総括されており、行政責任についても曖昧なまま決着がつけられてしまった。

この政治解決によって、長年に渡って放置されてきた未認定患者の「生きているうちの救済」は、一時金や医療救済などで一定程度実現した。この救済の中味が当の患者にとってどのような意味を持ったかは、今後の患者の生活の中で吟味されることになるだろう。

なお、こうしたなかで、現在、大阪の未認定患者による関西訴訟控訴審が、唯一水俣病の医学と行政の責任をめぐって継続されている。そのなかで、これまでの「認定医学」の病像論が根底から問い直されつつある。この判決次第では、大状況としては区切りがつけられたかに見える未認定問題が再浮上してくる可能性も予想される。

5. 結びにかえて：地域の救済・再生の問題

水俣は、現在、「環境・健康・福祉を大切にする産業文化都市」を実現するための基本的施策の第一に「水俣病問題の解決と環境再生・創造」を掲げ、水俣病の教訓を生かしたまちづくりを展開してきている。こうした動きは、1990年度の水俣湾のヘドロ処理事業完了後頃から本格的に表面化してきた。水俣病の教訓を発信するための水俣病資料館や環境国際会議などの一連の活動や環境との共生を目指した23種にも及ぶゴミの分別収集などの活動が展開されてきているが、そうしたなかで地域再生のキーワードとなっているのが「もやい直し」である⁽¹⁰⁾。

この用語が公式に使用されたのは、現吉井正澄市長が、市長として初めて臨んだ1994年の水俣病犠牲者慰霊式の式辞のなかであった。このなかで市長は、市行政としての過去の水俣病対策を反省し犠牲者に陳謝し、水俣病の教訓を生かしたまちづくりを推進していくために市民の連帯感を修復する「もやい直し」を訴えた。これを受けてそれまで市の呼びかけに應えていなかった水俣病患者連合やチッソ水俣病患者連盟などの患者団体もこれを機に行政への姿勢を変えていくことになった。政治解決の際にも、市長は、患者の救済と共に地域住民総体の救済が同時になされねばならないと、そのための拠り所となる施設として「もやい直しセンター」を国に要請して実現させた。「もやい直し」の一環として、市民に水俣病について正しい認識を持ってもらうための「水俣病市民講座」なども開催されて、患者と一般市民の間の交流の機会も少なからず設けられるようになってきている。

ただ、この「もやい直し」は、市民のなかで多義的に理解されており、なかには対照的な捉え方も表出されている。「旧の人間関係を取り戻す」と解釈している市会議員がいる一方で⁽¹¹⁾、これまでを「考え直して」⁽¹²⁾むしろ新たな人間関係を構築していくというのであれば受容できるが、旧の状態に戻すというのであれば困ると受け止めている水俣病患者もみられる。前者の場合は、よそから来た水俣病患者の支援者には帰ってもらって旧の水俣を取り戻そうという呼びかけになり、水俣病事件の経験を踏まえた新たな人間的絆を創り出すという方向性は見られない。ネットワーク研究会の調査では、「もやい直し」については、半数以上（55.8%）の市民が必要性を認めていたが（水俣社会ネットワーク研究会、1999）、このように「もやい直し」を根付かせていくのは容易でないこともうかがわれる。

これまで見てきたように、水俣病事件の過程では、地域社会は水俣病患者に対して抑圧的に対応したことが少なくなかった。漁民が排水の停止の要求行動に立ち上がった際にも、自治体機構をはじめ一般住民からの支援は得られなかった。それどころか住民は、むしろ排水停止の要求には反対する行動すらとっている。また、被害者からのチッソへの補償要求に対してもそれに反発する動きも見られた。

漁民や患者のチッソに対する要求・抗議行動は、かえって、住民のなかにある強力なチッソ運命共同体意識を目覚めさせ、チッソに対抗する者を敵視させることになったのである。チッソは、そうした住民意識を背景に、市行政や地元有力層を動かし、それらにつながる職縁・地縁・血縁を利用して被害者の要求を抑圧しようとした。そのため、漁民・患者は地域社会から反発され封じ込まれようとしたのである。

丸山：水俣病に対する責任

患者の復権の運動が強まりチッソが追い詰められるような事態になると、そのつどいわば「オール水俣共同戦線」とでもいえるチッソ支援態勢が公然と形成された。1968年になって、患者支援を目的とした水俣病市民会議がようやく地元に結成されたが、しかし、全体としては、依然としてチッソの影響力は大きく、また住民のチッソ運命共同体意識も根強かった。1968年、政府見解で窮地に立たされたチッソを支援するための協議会が組織され、その結成大会には53団体約2,500人が参集、水俣工場の再建強化などの要望を決議している。さらに、1971年には、患者のチッソとの自主交渉闘争に対抗して地域の諸団体の連合組織が結成され、その大会で当時の市長は「全国の世論を敵にしてもチッソを擁護する」と表明した。また、1977年には、経営危機に陥ったチッソの再建を求める署名運動が市議会や諸団体を統合した組織で推進され、市議会はこの組織の活動に対して補助金を可決したほどである。こうした動きは、当然、チッソの責任を追及している患者には排除・抑圧的に働いた。そうした水俣の世論をおそれて認定申請をためらっていた患者も少なくない。

今後、こうした患者と住民が対立した負の経験を生かし「もやい直し」を根付かせていくためには、経済的にチッソだけに依存しない多様な存立基盤を確立していくことが水俣の地域再生の重要な課題となっていると言えよう。地域住民が、チッソ運命共同体意識から解放されることが、これからの水俣を創出していく鍵となると考えられるからである。

注

- (1) 日本窒素肥料株式会社・水俣町漁業協同組合「契約書」1943年1月10日（水俣病研究会，1996：Ⅰ-6）
- (2) 水俣におけるチッソの地域支配の形成過程とその帰結については、拙稿（丸山，1985）で考察した。
- (3) 水俣市漁業協同組合「要求書」1957年2月20日（水俣病研究会，1996：Ⅱ-9）
- (4) 熊本県水俣地方に発生した一中枢神経系疾患研究班「熊本県水俣地方に発生した一中枢神経系疾患に関する調査研究報告書（記述要領案）」1957年1月25日（水俣病研究会，1996：Ⅱ-370），および岡崎（1957）参照。
- (5) 新日本窒素肥料（株）水俣工場『水俣工場新聞』1959年10月10日（水俣病研究会，1996：Ⅱ-152）
- (6) 厚生省公衆衛生局長「熊本県水俣市に発生したいわゆる水俣病の研究成果及びその対策について（通産省企業局長殿）」1958年7月7日（水俣病研究会，1996：Ⅱ-318）
- (7) 熊本県漁民総決起大会「決議文」1959年10月17日（水俣病研究会，1996：Ⅱ-52）
- (8) 補償協定書の骨子は、死亡者及びAランク1,800万円，Bランク1,700万円，Cランク1,600万円，終身特別調整手当1月当たり，Aランク6万円，Bランク3万円，Cランク2万円，それに治療費，介護費などの給付となっている。
- (9) 1998年9月現在，チッソに対する熊本県債の融資状況は，患者県債（認定患者への補償金）償還予定額1,022.0億円，ヘドロ県債（水俣湾公害防止事業）同381.7億円，設備県債（水俣工場への設備投資）同91.1億円，一時金県債（政治解決による未認定患者への一時金）同802.6億円の内訳となっており総額2,297.4億円にも上る。政府は，こうした多額の債務をかかえて経営危機が続くチッソに対して，2000年2月，抜本的な支援策を決定した。本年度限りで県債による融資を廃止，2千億円を超える債務の内，自力返済が不可能な分を国の一般会計からの補助金と地方財政措置で毎年肩代わりするというもので，「汚染者負担の原則」を超えた異例の措置となった。

- (10) 「もやい直し」に至る経緯とそれに関連した行政主導による各種事業については、山田（1999）に詳しい。なお、吉井市長は、「もやい直し」について次のように説明している。「私が『もやい直し』という言葉を使ったのは、水俣市の再生振興を図るためには水俣病の発生によって非難、中傷、反目などなど乱れに乱れてしまった心の社会の絆を取り戻すことが何よりも急務であり、そのことを『内面社会の再構築』という言葉で訴えていたが、『もやい直し』という言葉は、それを一言で表現できると考えたからである。水俣病は海の汚染で発生したもので、漁村で日常的に使われている『もやい』という言葉を用いることで水俣の特異性が出せると思ったからである」（吉井，1997：146）。
- (11) たとえば、萩嶺唯信自民党市議会議員団長は、機関紙のなかで「水俣人による『水俣』づくりを！」と題して、「・・・複雑な混乱を持ち込んだ外からの応援者が、『さあ、仲良くしよう！』といわれても戸惑いが先で、むしろそれぞれの国もとへ帰って頂いた方が本当の『もやい直し』ができるような気がします。リンカーンではありませんが、『水俣の水俣人による水俣のための政治』が、今こそ求められているように思います」（『議会宅配便』1997年10月）と述べている。
- (12) 水俣病患者杉本栄子の発言「・・・今まで信じ合うとったでこそ、それぞれ暮らしとったけど、それが水俣病で崩れたじゃなかねすか。そん崩れたっば、『また一緒に寄って考え直してみんば』ちゅうとがもやい直しじゃろうと私は思うとですよ」（末吉，1996：70-71）。

文献

- 丸山定巳，1985，「企業と地域形成－チッソ（株）と水俣」『文学部論叢』16（熊本大学文学会）。
- 水俣病研究会編，1996，『水俣病事件資料集 上・下』葦書房。
- 水俣社会ネットワーク研究会，1999，『水俣・芦北地域における地域社会再生に関する研究報告書』。
- 岡崎正太郎，1957，「水俣事件の概要」『食品衛生研究』。
- 末吉駿一編，1996，『みなまた一対立から、もやい直しへー』（株）マインド。
- 山田忠昭，1999，「『もやい直し』の現状と問題点」『水俣病研究』1（水俣病研究会）：31-44。
- 吉井正澄，1997，『離礁－水俣病対策に取り組んで』。

（まるやま・さだみ）

2000年7月15日受理，2000年7月30日掲載決定

RESPONSIBILITIES FOR MINAMATA DISEASE

MARUYAMA Sadami

Faculty of Letters

KUMAMOTO UNIVERSITY

40-1, Kurokami 2-chome, Kumamoto 860-8555, JAPAN

Minamata disease is the name given to mercury toxicosis that developed in people who ate contaminated seafood. Methyl mercury was dumped into the sea as a by-product of acetaldehyde processing at the Chisso Company Limited industrial plant in Minamata. From the outset, this company had a history of inflicting damage on the environment. The local community had no control over its business operations.

Measures to prevent further outbreak of Minamata disease should have been taken once the cause was identified, but no such action occurred. A comprehensive ban on fishing should have been adopted immediately. The release of polluted water into the sea should have been stopped. But actually, the area of polluted waters expanded and the disease spread along the entire coastal region. Had a proper ban been imposed at the outset, it is probable that the disease would have been checked in its early stages.

Efforts by victims to secure reparations from Chisso and the government were not rewarded fully. Reparations have been tied directly to the disease certification process, because only persons who have been officially certified can qualify for assistance. This leaves many suffers outside the aid system.

Keywords and phrases: Minamata disease, industrial pollution, prevention of pollution, reparation, local community

(Received July 15, 2000 ; Accepted July 30, 2000)